

船体協第5号
平成31年4月26日

各加盟団体 会長 様

船橋市体育協会
会長 関根誠治
(公印省略)

船橋市体育協会交付金に関する提出書類の追加について（通知）

例年、加盟団体の皆様には交付金に関する収支決算書及び収支予算書を提出していただいておりますが、この度、船教ス第912号により、船橋市より船橋市体育協会へ、交付金に関する領収書の提出を求められました。

つきましては、各加盟団体の皆様には、下記資料のご用意をお願いいたします。

また、必要に応じて、船橋市体育協会財務委員会規程第2条第3項の規定に基づく監査及び追加資料のご用意をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、この提出書類につきましては、今後も毎年、加盟団体交付金収支決算書・予算書及び同送付②書類提出の際に行っていく予定ですので、よろしくお願いいたします。今回は、わかりやすく通知を別にしてしておりますことを申し添えます。

記

1. 対象 船橋市体育協会から交付金を受けている加盟団体の
交付金に関する会計について
2. 対象期間 平成30年度
(平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日)
3. 提出期限 平成31年5月31日
4. 提出資料 交付金に関する収支決算書(様式2)、収支予算書(様式4)
領収書

5. 提出方法

郵送でお願いします。

【提出先】〒273-8501

(郵便番号があれば住所は不要です)

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

船橋市体育協会事務局

6. その他

収支決算書、収支予算書は、(様式2)、(様式4)にそれぞれ準じた形式であれば、貴団体が独自に作成した様式でも構いません。

各様式の電子データをご希望の団体は、船橋市体育協会のホームページから、エクセルデータをダウンロードしてください。

各団体への交付金額については、平成29年度及び平成30年度総会冊子をご覧ください。

領収書について、交付金に関する部分のみの提出が難しい場合には、別途ご相談ください。

船橋市交付金要綱により、飲食費・慶弔費は認められておりませんので、ご留意ください。

今回の依頼につきまして、ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。(日中の連絡が難しい場合には、メールでの問い合わせも受け付けています。)

船橋市体育協会 事務局

担当：北島・三橋

電話：047-436-2912

Mail：supotsu@city.funabashi.lg.jp